

## イタリア共和国憲法

### 第 56, 57, 59 条

**2020 年 10 月 19 日付け憲法改正と同様の手続きを必要とする法律第 1 号による改正：「国議会議員人数削減に関わる憲法第 56, 57, 59 条改正」（2020 年 10 月 20 日付け官報掲載）**

### 第 56 条

下院は、普通直接選挙により選出される。

下院議員数は 400 人であり、内 8 人は在外選挙区から選出される。

選挙当日 25 歳に達するすべての選挙人は、下院議員としての被選挙権を持つ。

在外投票議席数はそのままとし、各選挙区への割り当て議員数は、最終国勢調査に基づく共和国居住人数を 392 で割算したうえ、各選挙区住民数を配分議席数で割

## イタリア共和国憲法

った商の整数部分および残りの大きいものを配分基数として、住民数に比例して配分される。

### 第 57 条

共和国上院は、州単位で選挙される。但し、在外選挙区割当議員は別とする。

上院議員数は、**200** 人であり、内 **4** 人は在外選挙区から選出される。

すべての州で、上院議員数が **3** 人を下回ることはない。但し、モリーゼは **2** 人、ヴァッレ・ダオスタは **1** 人を下回らないこととする。

在外選挙区割当議席は別とし、州又は特別自治県間の議席割り当ては、前項の規定を適用したうえ、各選挙区住民数を配分議席数で割った商の整数部分および残りの大きいものを配分基数として、最終国勢調査によるそれらの人口に比例して行われる。

第 59 条

権利放棄する場合を除き、共和国大統領を務めたものは、終身上院議員の権利を持つ。

共和国大統領は、社会、科学、芸術、文学分野における顕著な功績をもって、祖国に栄誉をもたらした市民を終身上院議員として任命することができる。共和国大統領より任命された現職終身上院議員総数はいかなる場合にも 5 人を上回らないものとする。